

○財務省告示第四十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年一月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百五
十三回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六

イ

発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

非 者 特 国
価 ・ 別 債
格 第 参 市
競 I 加 場

に	関	関	財	八	面	行	十	十	つ	定	す	千	額	発	律	の	に	六	つ	定	う	億	額
基	す	る	政	万	円	て	基	す	る	政	運	九	十	万	円	に	関	十	億	は	づ	財	金
づ	る	た	め	營	に	必	要	な	財	源	の	特	確	保	を	に	関	十	億	は	づ	財	金
き	法	の	に	必	要	な	財	源	の	特	確	保	を	に	関	十	億	は	づ	財	金	で	一
発	行	第	三	の	な	財	源	の	特	確	保	を	に	関	十	億	は	づ	財	金	で	一	兆
し	た	利	第	一	行	の	特	確	保	を	に	関	十	億	は	づ	財	金	で	一	兆	七	千
付	国	債	の	規	例	に	を	に	関	十	億	は	づ	財	金	で	一	兆	七	千	六	百	九
に	規	定	に	を	に	関	十	億	は	づ	財	金	で	一	兆	七	千	六	百	九	十	五	十
つ	定	に	を	に	関	十	億	は	づ	財	金	で	一	兆	七	千	六	百	九	十	五	十	五

十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一							
発	行	振	最	払	札	非	入	札	争	争							
行	行	替	低	込	発	非	入	札	争	争							
価	行	単	額	金	行	非	入	札	争	争							
格	日	位	面	額	行	非	入	札	争	争							
日	日	位	金	額	行	非	入	札	争	争							
平成三十一年一月九日	す。の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	五万円	三十七億五千二百四十八万円	四億三千八百九十七万七千二百	四億九千七百七十二	二億七千二百二十五万九千六百	二十五万八千四百四十四億二千二百	一兆七千八百四十四億二千二百	一兆七千八百四十四億二千二百	で三百七十二億	た利付国債について、額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十七	三億円	いて、額面金額で四千二百八十

ロ イ

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 競 札 格 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争

十 四
初 期 利 子

十 五
第 二 期 以

額 額 額 額
面 上 面 面
金 金 金 金
額 額 額 額
百 百 百 百
円 円 円 円
に ぞ れ の 必 募 価 格
つ き 百 円 八 十 三
百 円 八 十 四

年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{20}{365}$$

平 成 三 十 一 年 六 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十

二十 十九 十八 十七 十六

後 償 償 元 払 入 者 払
の 還 還 利 場 札 者 込
利 期 期 金 所 参 者 込
子 限 額 支 加 日 日

日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お
い て、そ の 日 以 前、六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う。
平 成 四 十 年 十 二 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
平 成 三 十 一 年 一 月 九 日